

役場周辺エリアＺＥＣ化改修等事業

要求水準書

令和7年2月28日

令和7年3月28日修正

鹿追町

目 次

第1章 総則	1
1. 整備に当たっての基本的な考え方	1
(1) 事業の目的	1
(2) 基本的な考え方	1
(3) 設計及び施工の性能規程について	1
2. 本事業の範囲	1
(1) 設計施工内容	1
(2) 本事業の範囲	1
3. 事業期間	2
(1) 業務全体の履行期間	2
(2) 業務別の履行期間	2
4. 補助金への対応	2
第2章 整備対象施設の基本方針	3
1. 事業対象用地の概要	3
2. 敷地の現況	4
(1) 事業対象用地の用地条件	4
(2) 地盤状況	5
(3) インフラ整備状況	5
(4) 周辺道路状況	6
3. 施設概要	6
(1) ZEB化等対象施設	6
(2) 太陽光発電設備	7
(3) 付帯設備	7
(4) CEMS	8
(5) 各施設の開庁日及び施設営業時間	8
第3章 設計業務に関する要求水準	9
1. 基本事項	9
2. 実施設計に伴う留意事項	14
(1) 各部の納まり調整	14
(2) 許認可申請への対応	14
(3) 改修設計への対応	14
(4) 施設の運転・維持管理の方針への対応	14
第4章 建築施設、機器の性能等に関する要求水準	15
(1) 基本方針	15
(2) ZEB化等改修、高効率機器改修	15
(3) その他工事	<u>21</u> <u>22</u>
(4) 太陽光発電設備	<u>22</u> <u>23</u>
(5) 付帯設備	<u>24</u> <u>25</u>
(6) CEMS改修	<u>26</u> <u>27</u>
第5章 工事に関する要求水準	<u>28</u> <u>29</u>

1. 基本事項	<u>2829</u>
2. 工事に伴う留意事項	<u>3031</u>
(1) 工事現場の管理等	<u>3031</u>
(2) 施工時間	<u>3031</u>
(3) 工事による施設閉鎖期間について	<u>3031</u>
(4) 施工中の安全確保及び環境の保全	<u>3031</u>
(5) 近隣対策	<u>3132</u>
(6) 公共事業労務費調査について	<u>3132</u>
(7) 施工体制台帳に係る書類について	<u>3132</u>
(8) 労働福祉の改善等について	<u>3132</u>
(9) 建設業退職金共済制度について	<u>3132</u>
(10) ダンプトラック等による過積載等の防止について	<u>3132</u>
(11) 公共施設運営への配慮について	<u>3233</u>
(12) 公共施設外部の使用制限について	<u>3233</u>
(13) 工事期間中の災害対策について	<u>3233</u>
(14) 停電、断水等の対策について	<u>3233</u>
(15) 各種調査への協力について	<u>3233</u>
(16) 火災保険等について	<u>3334</u>
(17) 環境方針について	<u>3334</u>
(18) 引継ぎについて	<u>3435</u>
(19) その他	<u>3435</u>
添付資料一覧	<u>3435</u>

第1章 総則

本要求水準書は、鹿追町（以下「本町」という。）が、役場周辺エリアZEC化改修等事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定（以下「本公募」という。）するに当たり、本公募に参加しようとする者を対象に交付する募集要項と一体のものであり、本事業について、本町が事業者に要求する水準を示し、本公募に参加する応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

1. 整備に当たっての基本的な考え方

(1) 事業の目的

本事業は、鹿追町地球温暖化対策実行計画や鹿追町ゼロカーボンシティ推進戦略に掲げたCO2排出量削減を目指すとともに、行政運営に係るBCP機能向上に向けた主要施策とするものである。環境省より選定された脱炭素先行地域の取組として、公共施設群が集中する鹿追町役場周辺エリアで、既存の自営線ネットワークを拡張し再生可能エネルギーの最大導入を推進すると共に、公共施設の省エネルギー化改修を行い、脱炭素化を推進することを目的とする。

(2) 基本的な考え方

本事業にあたっては、以下の3点を整備の基本方針とする。

基本方針1：CO2排出量削減を推進する。

基本方針2：行政運営に係るBCP機能向上を達成する。

基本方針3：再生可能エネルギーの最大活用を推進する。

(3) 設計及び施工の性能規程について

事業者は、本「要求水準書」に示された整備水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、適宜創意工夫を発揮して提案を行うこと。また、本「要求水準書」及び「事業の目的」を踏まえ、その実現のための提案を積極的に行うこと。

なお、本事業の目的と矛盾しない限りにおいて、本「要求水準書」に示されていない部分について、システムの合理性・効率性・安全性・維持管理性を向上させるような提案は、その具体性、コストの妥当性、公共的施設としての適正等に基づいて本事業に反映する。

2. 本事業の範囲

(1) 設計施工内容

事業者は、その提案を基に設計したシステムを各システムの設置場所へ導入し、施工するとともに安定的に運転されることを確認した後、本町へ引き渡すものとする。

事業者は、Community Energy Management System (CEMS)を活用し、本町の利益及び省エネルギー・CO2削減効果を最大化する。

(2) 本事業の範囲

「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用した事業および対象外となる事業がある。

事業者が行う「本事業」の範囲は、次のとおりとする。

1) 補助事業の業務内容

1. 以下の4~6の工事に係る設計図書作成
2. 以下の4~6の工事に伴う各種申請、許認可等届出
3. 補助金申請資料の作成支援
4. システム新設工事、既存施設にかかる改修工事及びその関連業務
5. ZEB化改修に直接起因する建築、設備工事（詳細については協議による）
6. 高効率機器の導入に関する建築、設備工事（詳細については協議による）
7. システム全体の運転管理方針の提示
8. 省エネルギー・省CO₂効果の計測・検証計画の作成
9. システム全体の維持管理費（稼動後20年間）の提示

2) 補助事業の対象外となる業務内容

1. 太陽光発電設備設置場所の造成工事およびこれに伴う調査・設計図書類の作成
2. 建築物の劣化にかかる設計図書作成、改修工事及びその関連業務
3. 各種申請、許認可等届出

3. 事業期間

(1) 業務全体の履行期間

契約締結日から令和10年3月末まで

(2) 業務別の履行期間

1) 設計業務

契約等締結日から令和8年3月末まで

2) 施工業務

令和10年3月末まで

4. 補助金への対応

本事業は、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用するものとする。（以下、本交付金の対象となる業務範囲を「補助事業」という。）

- ① 「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び実施要領」の要件を満たし、最大限補助を活用した設計、工事を行うこと。また、補助対象となる費用の抽出など環境省への報告等に必要な資料作成を行うこと。
- ② 建築物エネルギー性能表示制度（B E L S）によるZEB認証取得を行うこと。なお、B E L S認証取得に必要な経費は契約額に含むものとする。
- ③ 本業務により、本施設をZEBの定義のうち、町民ホールは「ZEB Ready」、トリムセンター、美術館は「Nearly ZEB」に改修すること。（以下、すべてのランクを総じて「ZEB」と称する）なお、プールについてはZEBに改修することは求めない。

第2章 整備対象施設の基本方針

1. 事業対象用地の概要



対象設備	対象住所
太陽光発電設備	<p>(トリムセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東町3丁目2-2 (神田日勝記念美術館) ・東町3丁目2-2 (西サイト) ・南町2丁目60, 61, 62, 63, 64, 65, 66
自営線、CEMS	<ul style="list-style-type: none"> ・南町4丁目19, 23, 24 ・南町2丁目32-1, 67-1, 67-2, 68, 78-2 ・東町1丁目15-1, 38, 41 ・東町3丁目1-1, 1-3, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 2-6, 2-7, 2-8 ・東町4丁目2-1, 6-2 ・鹿追北2線8-101
付帯設備	—
蓄電池	・南町2丁目60, 61, 62, 63, 64, 65, 66
自営線等	<ul style="list-style-type: none"> ・東町3丁目2-2, 2-4, 2-5, 2-6 ・鹿追北2線8-101

2. 敷地の現況

(1) 事業対象用地の用地条件

1) ZEB化等改修

- ・対象敷地は1敷地として複数の建築物が建設されているため、申請手続き等を行う際には事前に十分に敷地状況を調査し対応すること。

2) 太陽光発電設備

・トリムセンター 北側（野立て設置）

周辺建物による影および樹木による影の影響を考慮すること。

・神田日勝記念美術館 南側（野立て設置）

周辺建物による影および樹木による影の影響を考慮すること。

・西サイト（野立て設置）

西サイトの地形は60番地から65番地にかけては概ね平坦であるが66番地内は落差約1m程度のくぼみが存在する。当該番地での太陽光発電設備の整備にあたり、必要に応じ、土地造成（切り盛り）や分割をすること。



図：太陽光発電設備整備予定地

3) 付帯設備

- 蓄電池

太陽光発電設備の発電を阻害しないように留意すること。

- 自営線

道路占用の他は町有地を利用すること。

4) CEMS改修

ZEB化等改修に準ずる。

(2) 地盤状況

1) ZEB化等改修

- ・ 対象敷地周辺は表層付近に砂質シルト層があるほか、砂混り細砂が堆積しており、比較的安定した地盤となっている。
- ・ 基礎設計を行うにあたっては地盤調査を行い、設計条件を確認した上で設計を行うこと。

2) 太陽光発電設備

- ・ トリムセンター北側、神田日勝記念美術館南側、西サイトの地盤状況は、設計期間中に調査し計画に反映すること。（西サイトの太陽光発電設備（既設）やトリムセンター北側の地中熱ヒートポンプ設置時の地盤調査に関する情報は貸与予定）

3) 付帯設備

- 蓄電池

- ・ 西サイトの太陽光発電設備の設計期間中に調査した地盤状況に準ずる。

- 自営線

- ・ 地盤状況は、設計期間中に調査すること。
- ・ 健康温水プールしかおい周辺の既存の地質データを本町より貸与する。
(資料 近傍土質試験調査結果のこと。)

4) CEMS改修

- ・ ZEB化等改修に準ずる。

(3) インフラ整備状況

1) ZEB化等改修

- ・ 各施設のインフラ引込状況は、参考図を参照のこと。

2) 太陽光発電設備

- ・ 既設のインフラ整備状況は、添付資料に明示する。参考図を参照のこと。

3) 付帯設備

- ・ 蓄電池

既設のインフラ整備状況は、添付資料に明示する。参考図を参照のこと。

- ・ 自営線

既設のインフラ整備状況および敷地内への引込計画は、添付資料に明示する。参考図を参照のこと。

4) CEMS

- ・ 既設の状況は、添付資料に明示する。参考図を参照のこと。

(4) 周辺道路状況

1) ZEB化等改修

- 敷地南西側：北海道道133号音更新得線 国道274号線
- その他敷地に面する道路：町道

2) 太陽光発電設備

路線名	道路管理者
公衆用道路	鹿追町
・南町2丁目78-1	
・南町2丁目69-2	

3) 付帯設備

蓄電池

路線名	道路管理者
公衆用道路	鹿追町
・南町2丁目78-1	
・南町2丁目69-2	

4) CEMS改修

ZEB化等改修に準ずる。

3. 施設概要

ZEB化等対象施設の概要を以降に記述する。

(1) ZEB化等対象施設

本事業の対象となる役場周辺エリアの立地状況は下図に示す通りで、ZEB化・省エネ化改修の対象施設は、「トリムセンター」、「神田日勝記念美術館」、「町民ホール」、「健康温水プール」の4施設を予定している。また、「西サイト」は太陽光発電設備の設置、「鹿追町役場」はEV充電施設の設置を予定している。



出典:@NTTインフラネット

1) 対象施設の概要

対象施設の概要は下表のとおりである。

項目 施設名	トリムセンター	神田日勝 記念美術館	町民ホール	健康温水プール
主要用途	福祉施設	美術館・展示場	公民館・ホール	プール
建設年	平成5年竣工 平成10年増築	平成5年	平成5年	平成10年
主要構造	RC造	RC造	RC造	RC造
面積	建築面積	2,001.33m ²	1,028.12m ²	3,149.60m ²
	延床面積	1,873.55m ²	1,256.53m ²	4,064.34m ²
	階数	地上1階	地上2階	地上2階 PH2階

2) 敷地の条件

- 敷地面積 82,362.00m²

トリムセンター、神田日勝美術館、町民ホール、健康温水プールの4施設同敷地である。

- 用途地域

都市計画区域以外

(2) 太陽光発電設備

西サイトに446kWの太陽光発電設備を設置している。

(3) 付帯設備

1) 蓄電池

西サイトに267kWhの蓄電池を設置している。

2) 自営線

環境性・防災性・経済性の向上などを目的として、役場周辺の公共施設（トリムセンター、神田日勝記念美術館、町民ホール、健康温水プールしかおい、鹿追町役場、国民健康保険病院、鹿追小学校、認定こども園しかおい、交流センターみないる）を自営線で結んでいる。

(4) CEMS

既設のCEMSの概要は下表のとおりである。

機能		既存の CEMS 機能の概要
CEMS 機能	電力デマンド監視	電力デマンド監視機能で自営線ネットワーク全体の受電電力量の推移を予測し、契約電力、目標電力や警報設定値等に従って警報発停を行う。蓄電池によるピーク抑制制御を行う。
	熱需要監視	エネルギー棟の中低温熱源システムの運転状態や温度などの熱需要監視を行う。
	太陽光発電監視	西サイト及び東サイトの太陽光発電状態と発電電力の監視を行う。
	蓄電池充放電制御 中低温熱源 システム制御	太陽光発電と電力需要の状況に応じて、蓄電システムの充電制御と地中熱 HP の制御を行う。
	BCP 対応	系統停電発生時には、蓄電池システムと、それに接続される太陽光発電から BCP 対応負荷へ電力供給を可能とする。
	コントロールパネル	CEMS 機能の監視・制御が行える画面とする。
	デジタルサイネージ	本事業内容の「見える化」をする画面表示とする。
データ蓄積機能		データ通信受電盤、中低温熱源システム、太陽光 PCS、太陽光・蓄電池の信号を RS 経由で CEMS 監視制御サーバに取り込む機能を有する CEMS 監視制御サーバのデータを CSV 形式ファイルでバックアップする。
監視機能 (管理者用)		データ表示機能、グラフィック画面表示機能、警報一覧表示機能、トレンド表示機能、履歴表示機能、遠隔監視機能を有する。
帳票作成		1 時間毎のデータを基に日報、月報、年報を作成する。
録画		カメラ画像を録画する。
停電保護		UPS による CEMS センター装置の保護する。
時刻管理		CEMS 監視制御サーバは NICT が提供する NTP サーバ (ntp.nict.jp) と 1 日に 1 回時刻同期して、日本標準時刻に合わせる。

(5) 各施設の開庁日及び施設営業時間

1) 鹿追町民ホールの施設営業時間及び施設休業日

施設営業時間	施設休業日
9：00～22：00	年中無休

2) 神田日勝記念美術館の施設営業時間及び施設休業日

施設営業時間	施設休業日
10：00～17：00	毎週月曜日（但し、祝日が重なる場合は開館 翌日休館）。祝日の翌日（但し、土日が重なる場合は開館）

3) 鹿追町トリムセンターの施設営業時間及び施設休業日

施設営業時間	施設休業日
9：00～22：00	1月1日～1月3日

4) 健康温水プールの施設営業時間及び施設休業日

施設営業時間	施設休業日
(夏季5月1日～10月31日) 10：00～20：00 (冬季：4月1日～4月30日及び11月1日～ 2月28日) 14：00～20：00	毎週月曜（7・8月は開館）、祝日の翌日 (土・日曜を除く)、 年末年始、3月（1ヶ月間）点検整備期間

第3章 設計業務に関する要求水準

1. 基本事項

設計対象	内 容
設計範囲	<p>受託事業者が行う「本工事」の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>【補助事業の対象となる部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下の工事に係る実施設計図書作成 ◆ 以下の工事に伴う各種申請、許認可等届出 ◆ 補助金申請資料の作成支援 ◆ システム新設工事、既存施設にかかる改修工事及びその関連業務 ◆ ZEB化改修に直接起因する建築、設備工事（詳細については協議による） ◆ 高効率機器の導入に関する建築、設備工事（詳細については協議による） ◆ システム全体の運転管理方針の提示 ◆ 省エネルギー・省CO2効果の計測・検証計画の作成 ◆ システム全体の維持管理費（稼動後20年間）の提示 <p>【補助事業の対象外となる部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 太陽光発電設備設置場所の造成工事およびこれに伴う調査・設計図書類の作成 ◆ 建築物の劣化にかかる設計図書作成、改修工事及びその関連業務 ◆ 各種申請、許認可等届出
適用基準	<p>本業務を行うに当たっては、以下の基準類を標準仕様として適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。</p> <p>以下の標準仕様書は、建設工事についても適用するものとする。</p> <p>なお、以下の基準等に適用されない工事に関しては、町と協議を行うものとする。</p> <p>【建築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ○建築工事標準詳細図 ○建築設計基準 ○建築構造設計基準 ○構内舗装・排水設計基準 ○官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 ○日本建築学会諸基準 <p>【建築積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共建築工事積算基準 ○公共建筑数量積算基準 ○公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ○公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ○営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築設備計画基準 ○建築設備設計基準 ○建築設備工事設計図書作成基準

- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
- 空気調和・衛生工学便覧
- 電気設備の技術基準（およびその解釈）
- 高圧受電設備規程
- 内線規程
- 配電規程
- 系統連系規程
- 電力貯蔵用電池規程
- 配電設備の形成・運用マニュアル（北海道電力）
- 太陽電池アレイ用支持物設計標準（JIS C8955）
- その他関連する法令等

【設備積算】

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備設計編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備設計編）

【関係法令】

- 建築基準法
- 消防法
- 労働安全衛生法
- 労働基準法
- 電気事業法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 計量法
- 建築士法
- 建設業法
- 地方自治法
- 土壤汚染対策法
- 大気汚染防止法
- 水道法
- 下水道法
- 文化財保護法
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 石綿障害予防規則
- ガス事業法
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- その他関連する法令等
- 北海道建築基準法施行条例
- 北海道建築基準法施行細則
- 鹿追町建設工事執行規則
- 鹿追町公共下水道条例
- 鹿追町道路占用規則
- 北海道景観条例
- 北海道景観法施行細則
- 北海道福祉のまちづくり条例
- 北海道福祉のまちづくり条例施行規則
- 北海道環境基本条例
- 鹿追町の環境についての基本的なきまり条例
- 「鹿追町の環境についての基本的なきまり」行動指針
- 北海道地球温暖化防止対策条例
- 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則
- 北海道文化財保護条例
- 北海道文化財保護条例施行規則
- 鹿追町文化財の保護に関する条例
- 鹿追町文化財の保護に関する条例施行規則
- とかち広域消防事務組合火災予防条例
- とかち広域消防事務組合火災予防規則
- とかち広域消防事務組合火災予防に関する告示
- 北海道公害防止条例
- 北海道公害防止条例施行規則
- 北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
- 鹿追町暴力団排除条例
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- その他関連する条例、規定等
- 【各種基準等】**
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
[国土交通省]
- 建築設計基準の資料[国土交通省]
- 建築構造設計基準[国土交通省]
- 建築構造設計基準の資料[国土交通省]
- 構内舗装・排水設計基準の資料[国土交通省]
- 建築設備計画基準[国土交通省]
- 營繕工事写真撮影要領[国土交通省]
- 建築設備耐震設計・施工指針[一般財団法人日本建築センター]
- 建築保全業務共通仕様書 [国土交通省]
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等 [国土交通省]
- 内線規程 [社団法人日本電気協会]
- 高圧受電設備規程 [社団法人日本電気協会]
- 高調波抑制対策技術指針 [社団法人日本電気協会]
- 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 [環境省]
- 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル [環境省]
- 公共建築工事積算基準 [国土交通省]
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準[国土交通省]
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準[国土交通省]
- 公共建築数量積算基準[国土交通省]
- 公共建築設備数量積算基準[国土交通省]

	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設計業務等電子納品要領[国土交通省] ○営繕工事電子納品要領[国土交通省] ○官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編・営繕工事編】 [国土交通省] ○建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル ○建設工事公衆災害防止対策要綱 ○建設副産物適正処理推進要綱 ○建築工事安全施工技術指針
手続書類の提出	<p>事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を本町に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>【業務着手前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設計業務計画書（組織体制を含むもの） ○工程表（実施設計、計画通知申請等各種申請手続及び本町との調整の工程） ○管理技術者及び照査技術者選任通知書 ○重要事項説明 ○業務計画書 <ul style="list-style-type: none"> a. 管理技術者の経歴等 b. 各主任技術者の経歴等 c. 担当技術者の経歴等 d. 業務実施体制 e. 協力者の名称、協力を受ける理由、分担業務分野等（協力者がある場合）、具体的な業務内容、追加する理由 <p>【業務期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再委託承諾申請書 <p>【業務完了時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設計業務等委託完了届
設計変更	本町は、必要と認めた場合、設計の変更を要求することができるものとする。この場合の手続き及び費用負担等については請負契約書で定めるものとする。

設計図書の提出	事業者は、以下の設計図書を本町に提出するものとする。 様式・書式については、事前に本町の承諾を得るものとする。 電子納品については、手続書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁營繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」に準拠したものとする。なお、当該建物の取得する完成原図のCADデータの著作権に係わる当該建物に限る使用権は、本町に移譲するものとする。 変更があった場合は、図面の再提出及び各種資料の修正を行うこと。			
成果品	種別	製本	部数	備考
	設計図面	製本 (A2)	1	
		申請折 (A2)	1	陽画複写紙(白写真) 電気設備・機械設備を分冊とする。
		製本 (A3)	3	陽画複写紙(白写真) 上記の縮小版 電気設備・機械設備を分冊とする。
	設計説明書	左折(A4)	1	
	工事費内訳書	左折(A4)	1	
	ランニングコスト計算書 (電気設備)	左折(A4)	1	
	電気機械設備設計計算書	左折(A4)	1	
	ランニングコスト計算書 (機械設備)	左折(A4)	1	
	土木積算			
	土木工事積算数量算出書	左折(A4)	1	
	工事積算数量調書	左折(A4)	1	
	見積書等関係資料	左折(A4)	1	
	建築積算			
	建築工事積算数量算出書	左折(A4)	1	
	建築工事積算数量調書	左折(A4)	1	
	見積書等関係資料	左折(A4)	1	
	電気設備積算			
	電気設備工事積算数量算出書	左折(A4)	1	
	電気設備工事積算数量調書	左折(A4)	1	
	見積書等関係資料	左折(A4)	1	
	数量積算根拠図	左折(A4)	1	
	機械設備積算			
	機械設備工事積算数量算出書	左折(A4)	1	
	機械設備工事積算数量調書	左折(A4)	1	
	見積書等関係資料	左折(A4)	1	
	数量積算根拠図	左折(A4)	1	
	打合せ議事録	左折(A4)	2	
	電子媒体(CD-R)	—	2	pdf、word、excel 等。 cadの形式に関しては本町の監督職員と協議の上決定するものとする。

2. 実施設計に伴う留意事項

(1) 各部の納まり調整

- ・実施設計に伴う納まり調整は、本要求水準書に基づき事業者において行うこと。

(2) 許認可申請への対応

- ・計画通知等の許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は事業者において行うこと。
- ・各種許認可申請に適合させるための基本設計図書からの調整は事業者の業務範囲内とする。ただし、許認可申請に必要な仕様等と本要求水準書（基本説明書を含む。）の内容に著しい食い違いが発生する場合は本町と協議すること。

(3) 改修設計への対応

- ・改修対象箇所は、入念な現地確認を行い、工事可能かを判断した上で、設計を行うこと。なお、仕上材がある等、現地確認が出来ない場合は、協議の上、仕上材の撤去等を行い、工事可能かを判断した上で、設計を行うものとする。

(4) 施設の運転・維持管理の方針への対応

- ・本事業により、改修対象の施設の運転・維持管理主体は、本町若しくは本町が委託する事業者を想定している。実施設計においては、竣工後に導入する設備システム等の合理的な維持管理方法を提案し、詳細は本町と協議し確定すること。

第4章 建築施設、機器の性能等に関する要求水準

(1) 基本方針

1) ZEB化改修の方針

- 本事業におけるZEB改修の目的として、省エネ、CO₂の削減など脱炭素に向けた取り組みの他、劣化した設備機器の更新、建築部位の修繕があげられる。よって、安全かつ効率的な改修を行いバランスのとれたZEB化改修計画とする。
- 本事業により経済産業省資源エネルギー庁におけるZEBの定義に基づき、トリムセンター及び美術館はNearly ZEBに、町民ホールはZEB Readyに改修する。

2) 改修工事内容と考慮すべき点

● 建築工事について

意匠については、原則として新築時の計画を踏襲し、防水等の機能劣化改修を行う際には美観を損なわないよう現状の意匠を踏襲した改修とする。また、外装仕上げも現状の踏襲を基本とするが、外装仕上げを更新する提案をする場合は町と協議の上、承認を得ること。

● 一般設備(電気・空調・衛生)工事について

既存設備の改修履歴を確認し、現況を把握の上既存設備の流用または更新について発注者と協議し実施すること。

3) 事前調査業務

設計を進めるに当たり、必要な現地調査を行うこと。施設の稼働中は特に貸出対象となるホール、美術館、プール、集会室、会議室等は、調査できる日が限られるため、本町に可能日を確認し、適宜調整すること。

4) 設計・建設モニタリングの実施について

ZEB化事業を進めるに当たり、本町は設計・建設モニタリング業務を実施する予定であり、ZEB化事業が円滑に進むことを目的として、定期の協議・報告に加え、本町（本町が別途委託する場合も含む）による現地確認を隨時行う。事業者は設計期間や施工期間を通じ、工事の不明点に関する疑義、及び重要な内容の意思決定について、本町及び本町が別途委託する第三者に対して報告や確認を行うこととする。

なお、設計・建設モニタリングは工事全般について行われるものであるが、安全性や意匠性を兼ね備えたものとなっているかなどの監修を隨時行う。

(2) ZEB化等改修、高効率機器改修

1) 共通事項

- 安全性、操作性、維持管理性、更新性の高い設備、計画とすること。
- 本施設及び本施設近隣への影響（騒音、臭気、振動、排熱、高調波等）に配慮すること。
- 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- 長寿命化に配慮し、耐久性の高い機器や材料を採用すること。
- 費用対効果の最も高い設備を採用すること。
- 既存建物や設備に影響を極力与えない設備とすること。
- 必要な各種調査（法令調査、図面調査、現場調査、周辺の交通規制調査、アスベスト含有調査等）を実施すること。
- 材料は「F☆☆☆☆」や「グリーン購入法」対応品を使用すること。
- 設備の設置に際し、現状の景観を損なわないこと。
- 既存設備を損傷した場合は事業者の負担で復旧すること。
- 屋外の配管支持材等は耐食性に配慮すること。なお、ボルト・金物類はステンレス製とし、インサートは金属拡張アンカー（ウェッジ式等、締付け方式でコーンとボルトが一体のもの。拡張確認がトルク管理により可能なタイプを採用すること。）又は接着系アンカーを使用すること。接着系アンカーを使用する場合、強度の確認及び試験報告書を提出すること。
- 設置工事に伴う電気主任技術者等の立会費用は、事業者の負担とする。

- ・職員及び関係者が容易に扱えるよう操作性に配慮すること。
- ・既存の外皮性能は竣工図より確認すること。
- ・受変電設備、衛生設備等のその他設備及び外皮（開口部、外壁等）については、部位・設備の劣化状況等を考慮したうえで、ZEBの達成、施設の安定的な管理運営等のために必要な場合には改修を行うこと。
- ・本業務により不使用となる設備機器等も撤去することとする。なお、撤去に要する経費や影響範囲、安全性等の諸条件を考慮し、合理的な考え方に基づき、協議によって一部の設備機器等を残置することができるものとする。
- ・必要に応じてP C B含有分析を行い報告すること。
- ・エネルギー削減効果の算出には、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）WEBPROを使用すること。

2) 建築

● 共通事項

- ・ZEBを達成するために必要な外壁、内壁、開口部の断熱改修により当該建築物の外皮性能の向上を図ること。
- ・当該建築物の既存の外皮性能は竣工図より確認すること。
- ・内装等、アスベスト含有建材が存在する可能性があることから、アスベスト調査を行い、調査結果を書面にて報告すること。調査の結果、アスベスト含有建材が使用されていた場合は、適切に撤去や処分すること。なお、下記の材料については本事業費に含まれる。その他アスベストを含む建材についての撤去・処分費は別途町と協議すること。
<事業費に見込んでいる建材>
岩綿吸音板、スターボード、化粧石膏ボード、ケイカル板、テープボード、フレキシブル板、断熱複合板、設備ダクト等の設備品関連
- ・改修にあたっては建築物の外観を維持すること。
- ・設備改修に伴い、既存の仕上げを撤去し現状と同材で復旧すること。撤去復旧範囲は最小限とするが範囲については本町と協議し確定すること。
- ・外皮性能向上のため開口部の改修は複層ガラスや真空ガラスなどを採用し、改修方針については本町と協議し決定すること。
- ・ガラスを使用する建具の改修を行う場合には、熱割れ計算を行うこと。

● トリムセンター

- ・外皮性能向上のため開口部のガラスブロックを改修する場合はFIX窓へ改修すること。
- ・空調室外機、動力変圧器等の設置に伴い、設備架台（積雪高さを考慮し、GL+1.2m以上）を設置し、目隠しルーバーを設置すること。
- ・屋根防水は下記の改修方法を基本とし原則とするが、防水性能や外観の意匠性を損なわず、経済性や施工性、工期の面などで有益な代替案があれば町と協議できるものとする。また、必要な場合は笠木の撤去新設を行う。改修方法に変更が必要な場合は別途本町と協議すること。
 - a. 勾配屋根部分（瓦棒葺き屋根部）
 - 外観イメージを変えないこととし、「瓦棒葺き葺き替え+断熱材」による改修とすること。
 - b. シート防水部
 - カバー工法により、断熱材敷き込みの上、金属系防水（鋼板熱風融着防水）とすること。
 - c. アスファルト防水部
 - 既存を撤去し、断熱材敷き込みの上、既存と同様にアスファルト防水とすること。

● 美術館

- ・空調室外機、動力変圧器等の設置に伴い、設備架台（積雪高さを考慮し、GL+1.2m以上）を設置し、目隠しルーバーを設置すること。

● 町民ホール

- ・ 空調室外機、動力変圧器等の設置に伴い、設備架台（積雪高さを考慮し、GL+1.2m以上）を設置し目隠しルーバーを設置すること。
- ・ 屋根防水は下記の改修方法を基本とし原則とするが、防水性能や外観の意匠性を損なわず、経済性や施工性、工期の面などで有益な代替案があれば町と協議できるものとする。また、必要な場合は笠木の撤去新設を行う。改修方法に変更が必要な場合は別途本町と協議すること。
- a. 勾配屋根部分（瓦棒葺き、横葺き屋根部）
 - 外観イメージを変えないこととし、「瓦棒葺き（または横葺き）葺き替え+断熱材」による改修とすること。
- b. ステンレス防水部（平部）
 - 既存を撤去し、断熱材敷き込みの上、金属系防水（鋼板熱風融着防水）とすること。
- c. シート防水部
 - 既存を撤去し、断熱材敷き込みの上、金属系防水（鋼板熱風融着防水）とすること。

● プール

LED照明交換の際に既存の仕上げを撤去し現状と同材で復旧すること。撤去復旧範囲は最小限とするが範囲については本町と協議し確定すること。

3) 空調・換気設備

● 共通事項

- ・ 更新対象としている設備は必ず更新し、その他の設備についてはZEBを達成するために必要な設備の改修により当該建築物の1次エネルギー消費量の削減を図ること。
- ・ 空調機器は高効率機器を選定するとともに、地域の気候を考慮し寒冷地仕様を採用すること。
- ・ 各室、各空間の用途に応じ、省エネルギー・室内環境を考慮した最適な空調システムとすること。
- ・ ホールや吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムとすること。
- ・ 設備能力のダウンサイジングを行う場合には合理的な根拠を示し、本町と協議を行うこと。
- ・ 熱負荷計算は「建築設備設計基準(最新版)」に準拠した計算ソフト等によるものとするが、本町と協議のうえ、合理的な根拠に基づき機器選定における補正值設定等を行ってもよい。
- ・ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。
- ・ 室外機の排熱先に支障がある場合には、ルーバー等を取付けること。
- ・ 室外機の給気/排気ともに防雪フードを設けること。
- ・ 室外機の配置は、選定メーカーの設置基準を満たすこと。
- ・ 空調設備等の設置に必要な壁貫通部分の処理等の建築付帯工事（止水処理、アルミパネル設置等）を行うこと。
- ・ 空調の室内外機にはスプリング防振対策を実施すること。そのうえ、機器番号を明記すること。ただし、屋外地上設置のものはこの限りではない。
- ・ 空調室外機の機械基礎は空調設備メーカー技術指針に準拠した構造とすること。空調室外機の据え付けに際しては、耐震性能を甲類とした上で、耐震計算を実施し計算書を提出すること。
- ・ 既設構造体（柱、梁、構造壁）の貫通は禁止する。なお、雑壁・ALC・コンクリートブロック等を貫通する必要がある場合は本町の了解を得たうえで、鉄筋探査等で鉄筋を損傷しないよう配慮すること。なおALC・コンクリートブロックを貫通する場合 ϕ 100以下とし、必要に応じて強度計算を行うこと。
- ・ 配管のため窓ガラスをアルミパネルに変更する場合、カーテン、窓の開閉及び採光等の影響を最小限に留めること。アルミパネルは3mm以上の厚さとする。
- ・ 換気による熱負荷の増加を最小限に抑制すること。また、DCモーターの製品を積極的に採用すること。
- ・ 空調の変更等により壁等の結露が生じないように検証・対策を講じること。

● 温湿度条件

① 外気温湿度条件（建築設備設計基準 令和3年度版 帯広）

	乾球温度 DB(°C)	湿球温度 WB(°C)	絶対温度 X(kg/kg)	相対温度 RH(%)	比エンタルビ DA(kJ/kg)
夏季	32.5	24.7	0.0165	53.1	74.8
冬季	-15.8	-16.3	0.0007	76.8	6.2-14.1

② 室内温湿度条件（建築設備設計基準 令和3年度版）

一般居室	乾球温度 DB(°C)	湿球温度 WB(°C)	絶対温度 X(kg/kg)	相対温度 RH(%)	比エンタルビ DA(kJ/kg)
夏季	26	18.7	0.0105	50	52.8
冬季	22	13.9	0.0066	40	38.9

● 居室の換気量

居室に在室する人員1人当たりの外気量は、30m³/hとする。また居室の気積に対し、0.3回/h以上確保する。居室の人員密度は、定員によるものとし、未定の場合は下記数値により算出したものとする。

室名	n(人/m ³)
事務室	0.1~0.2(0.15)
会議室	0.1~0.2(0.15)

・上記以外、附室の換気量

室名	換気量(換気回数(回/h))
便所/洗面所	5 ~ 15 (10)
ロッカ一室/更衣室	5
書庫/倉庫/物品庫	5
コピー室/印刷室	10
シャワー室	5
浴室	5 ~ 10 (10)
脱衣室	5
食品庫	5

・浴室/脱衣室の給気は、外気処理パッケージによるものとする。

● トリムセンター

空調設備

空冷ヒートポンプパッケージによる冷暖房を新設する。それに伴い温水パネルヒーター及びファンコンベクターなどの暖房機器を撤去する。ただし、便所各所は電気パネルヒーターに更新する。

浴室、脱衣室の排気とのエアバランス用に外気処理パッケージを設置する。

換気設備

換気は既存を撤去し、全熱交換器(CO₂センサー組込)による第一種換気方式を導入する。全熱交換機による居室からの排気は、廊下などに設置し、エネルギーをカスケード利用する。ボイラ一撤去に伴い、機械室内配管の凍結防止として電気パネルヒーターを設置する。

自動制御設備

空冷ヒートポンプパッケージ及び全熱交換器は、各所設置のワイヤードリモコンでのコントロールとし、さらにメーカー既成の集中コントローラーを設置し、発停/設定/消し忘れ防止などを集中管理できるものとする。

※空調対象室は添付資料を参照とする。

● 美術館

空調設備

- ・ 空冷ヒートポンプパッケージによる冷暖房を行う。
収蔵庫および展示室系統の床置きダクト型パッケージは恒温恒湿タイプとする。
温湿度条件は温度22~24°C、湿度50~55%とし、下表を満足するケミカルフィルターを設置する。

表 空気室の“のぞましい値”

汚染物質	室内推奨値
アンモニア	30ppd (22 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
酢酸	170ppd (430 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
ギ酸	10ppd (19 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
ホルムアルデヒド	80ppd (100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
アセトアルデヒド	30ppd (48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下

- ・ ホールに床置パッケージを設置する。
- ・ 既存温水パネルヒーターを撤去し、ただし便所各所は電気パネルヒーターに更新する。

換気設備

- ・ 換気は既存を撤去し、全熱交換器 (CO2センサー組込) を設置する。全熱交換機による居室からの排気は、廊下などに設置し、エネルギーをカスケード利用する。

自動制御設備

- ・ 空冷ヒートポンプパッケージ及び全熱交換器は、各所設置のワイヤードリモコンでのコントロールとし、さらにメーカー既成の集中コントローラーを設置し、発停/設定/消し忘れ防止などを集中管理できるものとする。
※空調対象室は添付資料を参照とする。

● 町民ホール

空調設備

- ・ 温水パネルヒーター及びファンコンベクターによる暖房を撤去する。ただし便所各所は電気パネルヒーターに更新する。
- ・ 空冷ヒートポンプパッケージによる冷暖房を行う。
- ・ ホールの空調は熱交換機組込直膨形空調機(加湿器組込/凍結防止共)及び居住域空調を採用し、空調負荷/電力消費量の低減を図る。

換気設備

- ・ 既存を撤去し、全熱交換器 (CO2センサー組込) の設置を行う。全熱交換機による居室からの排気は、廊下などに設置し、エネルギーをカスケード利用する。
- ・ ボイラー撤去に伴い、機械室内配管の凍結防止として電気パネルヒーターを設置する。

自動制御設備

- ・ 空冷ヒートポンプパッケージ及び全熱交換器は、各所設置のワイヤードリモコンでのコントロールとし、さらにメーカー既成の集中コントローラーを設置し、発停/設定/消し忘れ防止などを集中管理できるものとする。
※空調対象室は添付資料を参照とする。

● プール

対象工事無し。

4) 給排水・衛生設備

● 共通事項

ZEBを達成するために給湯設備の熱源機器更新により一次エネルギー消費量の削減を図り、その計画に準じて既存配管はじめ付帯設備の更新・撤去も行うこと。

- **トリムセンター**
既存熱源の真空ボイラーを撤去し、寒冷地用空冷式ヒートポンプに更新し、給湯及び浴槽加温熱源とする。それに伴い、建物内すべての既存給湯配管並びに貯湯槽更新を行うこと。（なお、その他建築工事として浴室用の濾過器及び熱交換器他付属品の更新を行うものとする。）
- **美術館**
町民ホールの既存熱源の真空ボイラー/オイルタンクの撤去に伴い、屋内の給湯使用箇所各々に個別式電気温水器を新設する。また、町民ホール既存真空ボイラーから既存屋外配管含む給湯使用箇所まで敷設される既存給湯配管を撤去すること。
- **町民ホール**
既存熱源の真空ボイラー/オイルタンクを撤去し、給湯使用箇所各々に個別式電気温水器を新設する。それに伴い、既存真空ボイラーから給湯使用箇所まで敷設される既存給湯配管を撤去すること。
- **プール**
対象工事無し。

5) 電気設備

● 共通事項

- ・ZEBを達成するために必要な照明、配線、制御機器の改修により当該建築物の1次エネルギー消費量の削減を図ること。
- ・諸室の設備は各種基準等に遵守した設備を計画すること。
- ・照明の色温度は、本町から変更指示のあるものを除き従前と同等にすること。
- ・照度基準はJIS基準によるものとすること。
- ・人感センサー等の制御機器を効果的に配置すること。
- ・照明器具はLED光源とする。
- ・各室の照明は明るさセンサーによる調光制御を行うものとする。
- ・エネルギー効率の高い機種の選定により、ライフサイクルコストに配慮するとともに、消耗品、交換部品の手配やメンテナンス性等、維持管理に配慮した計画とする。
- ・ケーブルラック、配管仕様については、施工場所に応じて耐候性能を考慮して選定し、敷設すること。
- ・エコ電線、エコケーブル等を使用すること。
- ・見え掛けり部は、形状、材質、色彩等意匠性に配慮したものとする。

● 鹿追町役場

- ・EVステーションを設置する。
- ・下記の計画と同等もしくは上回る性能を発揮すること。

項目	内容
設置場所 (EVコンセント)	鹿追町役場の南側駐車場に駐車した車両に、充電ケーブルを介して充電ができる場所（壁面）に設置すること。 一般的なEV車両に付属するケーブル長を考慮すること。 既存のEVコンセントを含めた運用・保守性を考慮すること。
EV充電器	単相200V 3kW 壁付コンセントタイプ 鹿追町役場の受電設備ないし分電盤から配線すること。

● トリムセンター

- ・すべての既存照明器具を、同型の調光型LED光源照明器具に更新する。
- ・共用部並びに各諸室には、明るさ検知制御並びに自動点滅制御装置も新設する。
- ・経年劣化並びに建物負荷の変更を考慮し、既存受変電設備の同設置場所での更新を計画すること。
その際各既存幹線にはパルス発信器付WHMを各々設置する。併せて新たな電気負荷となる空調・給湯

熱源の空冷化電源並びに太陽光発電設備専用の受変電設備を既存受変電設備と隣接した場所に新設、その2次側のパルス発信器付WHM付低圧幹線ケーブル及び配管敷設を計画すること。なおその新設する受変電設備は、既存受変電設備とは別で新設される自営線より高圧幹線を引き込む計画とする。

● 美術館

- ・展示用照明器具を除くすべての既存照明器具を、同型の調光型LED光源照明器具に更新する。
- ・経年劣化並びに建物負荷の変更を考慮し、町民ホール用受変電設備置き場と隣接した場所で、美術館専用の受変電設備を新設並びに以降その2次側の低圧幹線ケーブル及び配管を新設すること。その際各幹線にはパルス発信器付WHMを各々設置する。その受変電設備は既存負荷含め新たに設置される空調・給湯熱源の空冷化電源並びに太陽光発電設備も見込み、単独で新設される自営線より高圧幹線を引き込む計画とする。受変電新設に伴い、町民ホールからの低圧幹線・引込開閉器盤・引込開閉器盤から各分電盤・動力盤までの幹線は撤去するものとする。
- ・屋外新設空冷式空調機屋外機置き場付近に太陽光発電設備負荷も含む動力制御盤を新設すること。

● 町民ホール

- ・ホワイトホール・ミュージカルホールの舞台照明を除くすべての既存照明器具を、同型の調光型LED光源照明器具に更新する。
- ・経年劣化並びに建物負荷の変更を考慮し、既存受変電設備の同設置場所での更新を計画すること。その際各既存幹線にはパルス発信器付WHMを各々設置する。なおその受変電設備には、美術館用負荷を見込まなくて良い。併せて新たな電気負荷となる空調・給湯熱源の空冷化電源並びに太陽光発電設備専用の受変電設備を既存受変電設備と隣接した場所に新設、その2次側のパルス発信器付WHM付低圧幹線ケーブル及び配管敷設を計画すること。なおその新設する受変電設備は、既存受変電設備とは別で高圧幹線を引き込む計画とする。

● プール

- ・すべての既存照明器具を、同型の調光型LED光源照明器具に更新する
- ・プール室の投光器は耐塩（耐塩素ガス）、まぶしさ抑制、防噴流（IP65）仕様とする。

(3) その他工事

● トリムセンター

- ・浴室の浴槽から漏水が発生しているため、浴室床および浴槽全面のタイルを撤去し、無金型常温複合塗膜アスファルト防水工法等により防水を行った上で、既存同等のタイル仕上とすること。
- ・浴室用の濾過器及び熱交換器他付属品の更新を行うこと。

● 美術館

- ・下記の改修方法を基本とし原則とするが、屋根防水改修を行い防水性能や外観の意匠性を損なわず、経済性や施工性、工期の面などで有益な代替案があれば町と協議できるものとする。また、必要な笠木の撤去新設を行う。変更が必要な場合は別途本町と協議する。
 - a. 勾配屋根部分（瓦棒葺き屋根部）
外観イメージを変えないことを前提条件とし、「瓦棒葺き葺き替え」による改修とすること。
 - b. ステンレス防水部（平部）
カバー工法により金属系防水（鋼板熱風融着防水）とすること。
 - c. アスファルト防水部
既存を撤去し、既存と同様のアスファルト防水とする。
- ・ロビーのカーテンウォールの結露解消のため、ガラス及びカーテンウォールの交換を行うこと。
 - a. ガラス仕様は真空ガラスとすること。
 - b. カーテンウォールの仕様は断熱性能に配慮したものとすること。
 - c. カーテンウォールの形状・デザインについては町と協議すること。
- ・展示室・収蔵庫の空調機器を恒温恒湿型パッケージ(フィルターとも)に更新すること。また、空調機の更新に伴い機械室内の配管/ダクト類の撤去・新設を行う。

● 町民ホール

対象工事無し。

● プール

- 下記の改修方法を基本とし屋根防水改修を行う。それに伴い、必要な笠木の撤去新設を行うこと。
変更が必要な場合は別途本町と協議する。
 - a. ウレタン塗膜防水部
カバー工法により、アスファルト防水とすること。

(4) 太陽光発電設備

1) 要求性能

下表の計画を同等もしくは上回る性能を發揮すること。

a トリムセンター北側・神田日勝記念美術館南側・西サイトにおける太陽光発電設備の整備に係る共通事項

項目	内容
アレイ用支持物 (設置用架台)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池アレイ用支持物設計標準（JIS C8955）に準拠すること。 架台の構造は耐震性、気象条件（風向、耐候性、積雪）を考慮して選定すること。 基礎の凍結深度等、凍上及び凍害の防止に配慮した設計とすること。 ねじれ、振動等、太陽光発電モジュールに力学的な負担がかからない取り付け方法を採用すること。
発電設備の出力	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の出力は増設分で合計239kW(公称出力)以上とすること。
パワーコンディショナ（インバータ）	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの出力を合理的に設定すること。 直流から交流に変換する際の総合効率は90%以上とすること。 故障時には、速やかに商用電力系統との連系接続を解列し、確実に停止すること。 一般送配電事業者からの出力制御信号に基づく発電出力の抑制・制御をするための機能を有すること。 運転状況の異常を通知する機能を有すること。 発電出力、累積発電量等の管理が可能であること。
設備全般	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールおよび接続箱、架台、パワーコンディショナ、配線等は、耐久性、耐候性を有し、設置環境に即した仕様とすること。 発電所敷地を囲うフェンスを設置すること。
土地造成	<ul style="list-style-type: none"> 土地造成の手法、形態について提案すること。 雨水による法面の侵食を防止すること。 敷地内の滯水を防止すること。 当該敷地において、必要な調査を行ったうえで災害対策等を講じ、システムの安定運転・維持管理を継続できる造成を行う。

b トリムセンター北側における太陽光発電設備の整備

項目	内容
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池アレイはトリムセンター北側の対象用地に設置すること。
発電設備の出力	<ul style="list-style-type: none"> 神田日勝記念美術館南側へ増設する発電設備と合わせて、神田日勝記念美術館のBEIが0.25以下となる発電設備の出力を有すること。
パワーコンディショナ（インバータ）	<ul style="list-style-type: none"> 施設側の電圧と整合を図ること。

c 神田日勝記念美術館南側における太陽光発電設備の整備

項目	内容
設置場所	・太陽電池アレイは神田日勝記念美術館南側の対象用地に設置すること。
太陽電池の出力	・トリムセンター北側へ増設する発電設備と合わせて、神田日勝記念美術館のBEIが0.25以下となる発電設備の出力を有すること。
パワーコンディショナ（インバータ）	・施設側の電圧と整合を図ること。

d 西サイト用地における太陽光発電設備の整備

項目	内容
設置場所	・太陽電池アレイは西サイトの対象用地に設置すること。
太陽電池モジュール	・発電設備の出力はトリムセンター北側及び神田日勝記念美術館南側に設置した設備容量と合わせて239kW(公称出力)以上とすること。
パワーコンディショナ（インバータ）	・蓄電池設備と一体となるパワーコンディショナを採用する場合も、a項の共通事項に記載するパワーコンディショナの要求性能に相当するものとすること。
高压受電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高压受電設備は屋外型キュービクル式とすること。 ・高压受電設備の容量はパワーコンディショナの出力以上とすること。 ・励磁突入電流抑制付負荷開閉器を設置すること。 ・過電圧リレー、不足電圧リレー、周波数上昇リレー、周波数低下リレーを備えること。 ・単独運転検出機能を備えること。

2) 留意事項

下記留意事項を考慮し設計すること。

● トリムセンター・神田日勝記念美術館・西サイト共通

- ・ 地域特性を踏まえて、安全性、維持管理性に配慮した配置提案および性能提案を行うこと。
- ・ 施設の色調は、北海道の景観条例を考慮すること。
- ・ 敷地の出入口及び坂路は、歩行者の転倒、車のスリップ等による事故を誘発しないよう配慮すること。
- ・ 現況地形を考慮した排水手段を確保すること。
- ・ 必要に応じて、排水流末先の現地確認及び協議調整を行うこと。
- ・ 必要に応じて、排水管は地域特性を踏まえて、安全性、維持管理性に配慮した性能提案を行うこと。
- ・ 門及び囲障を設ける場合は、地域特性を踏まえて、安全面、維持管理面に配慮した性能提案を行うこと。
- ・ 法面植生を施工する場合は以下の点を考慮すること。
 - ・ 種子が活着する施工時や養生を提案すること。
 - ・ 法面植生の品種は、地域に適した植生のものを選択すること。
 - ・ 法面施工後、法面植生が活着するまで、シート等により養生を行うこと。

● 西サイト

- ・ 用地入り口が民間住宅と近接していることを考慮すること。
- トリムセンター及び神田日勝記念美術館共通
 - ・ 教育施設と隣接しているため、施工に際しては事故等が発生しないよう安全に十分配慮すること。

(5) 付帯設備

1) 要求性能

下表の計画を同等もしくは上回る性能を發揮すること。

項目	内容
設置場所	<ul style="list-style-type: none">・原則的に町有地及び町道に敷設・接地するものとし、景観に極力影響を与えない設計（例：既存の自営柱への自営線の共架による自営柱等の新規設置の回避）とすること。
自営線ルート	<ul style="list-style-type: none">・断線事故等が発生した場合に、他インフラに極力影響を与えない設計とすること。
架空線	<ul style="list-style-type: none">・架空線の許容電流は、将来的な需要の伸びを考慮した上で、合理的な設計とすること。・耐震性、気象条件（風速、積雪等）を考慮した設計とすること。・凍結深度等、凍上及び凍害の防止に配慮すること。・既設・新設設備の電力需要及び今後の拡張性を考慮すること。
地中線	<ul style="list-style-type: none">・地中線の許容電流は、将来的な需要の伸びを考慮した上で、合理的な設計とすること。・耐震性、気象条件（風速、積雪等）を考慮した設計とすること。・凍結深度等、凍上及び凍害の防止に配慮すること。・既設・新設設備の電力需要及び今後の拡張性を考慮すること。
電圧階級及び電気方式	<ul style="list-style-type: none">・下記の電圧階級及び電気方式を用いること。<ul style="list-style-type: none">・(高圧) 公称電圧6,600V、交流三相3線式とすること。・(低圧) 公称電圧100Vまたは200Vで、負荷に合わせ交流三相3線式、交流三相4線式、交流単相3線式、交流単相2線式のいずれかで供給

	<p>可能とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準周波数は50Hzとすること。
受電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・キュービクル式の受変電設備とし、屋外設置とすること。 ・受電設備の容量は、将来的な需要の伸びを考慮した上で、合理的な設計とすること。 ・励磁突入電流抑制付負荷開閉器を設置すること。 ・必要に応じて低圧配電用の柱上変圧器を設置すること。 ・トップランナー変圧器を用いること。 ・既存の受電設備を含め、逆潮流が可能な仕様とすること。 ・受電点の力率が適正なものとなるよう、設計すること。 ・高圧受電・き電盤には盤の拡張余地をもたせること。
蓄電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・充放電（インバータ）容量は200kVA以上とし、太陽光発電による余剰電力を十分充電可能な容量とすること。 ・電力変換効率は90%以上とすること。（定格出力時） ・運転力率は0.9以上（定格出力時、系統連系時）とすること。 ・蓄電池容量は500kWh以上とすること。 ・蓄電池は20年間満充電時の容量について、初期容量の60%以上を確保できる製品を選定すること。 ・蓄電池容量制御機能を有すること。 ・CEMSにより、蓄電池システム、新規導入する太陽光発電、既存の自営線ネットワークと協調運転できること。 ・自立運転機能を有するものが望ましい。

2) 留意事項

下記留意事項を考慮し設計すること。

- ・自営線および受変電設備に関しては、系統連系を考慮し、北海道電力の定める「配電設備の形成・運用マニュアル」に準拠した設計とすること。
- ・北海道電力株式会社の所有する電力系統と連系は、既存の連系点の活用を最優先とすること。
- ・既存の建物や自営線ネットワーク関連設備への影響を極力避けた設計とすること。
- ・将来的なBCP機能のあり方について町と協議の上、検討すること。

(6) CEMS改修

1) 要求性能

下表の計画を同等もしくは上回る性能を発揮すること。

項目	内容
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> CEMSを新設する場合、既存CEMSの近傍を基本とし、具体的な場所については、本町と協議すること。 各施設にリモートステーション（RS）盤を新設する場合、既存RS盤の近傍を基本とし、具体的な場所については、本町と協議すること。
ハードウェア全般	<ul style="list-style-type: none"> 既存と連携あるいは既存を包含するハードウェアであること。 システムは、新設する太陽光発電・蓄電池・受電設備等の監視制御（エネルギー管理）や空調設備のデマンドレスポンスに必要なインターフェースおよびロジックを実装できること。 システムはエネルギー管理を実行するのに十分な時間間隔で監視・計測データを収集できること。 システムのMTBF（平均故障間隔）は99.9%以上であること。 システムは故障時のデータ消失が発生しない構成とすること。 システムは1年以上の監視計測データを保持できること。 システムは外部からの不正侵入を防御できること。 システムは障害時にソフトウェアおよびデータの復旧が容易であること。
ソフトウェア全般	<ul style="list-style-type: none"> 既存と連携あるいは既存を包含するソフトウェアであること。 サーバおよび監視制御用端末は一般的なOS環境で動作すること。 ウイルス等不正プログラムからサーバおよび監視制御用端末を保護できること。 ユーザーの権限を適切に管理でき、必要に応じてユーザーを追加できること。 ユーザーの操作およびシステム動作をログにより追跡できること。 監視制御用端末は使い易さに配慮した適切なユーザインタフェースであること。 特定のユーザーに対して、外部ネットワークから遠隔監視を可能とすること。
BCP機能	<ul style="list-style-type: none"> 既存と連携あるいは既存を包含するものであること。 既存のBCP機能を維持すること。 災害停電時における電力監視制御機能を有すること。
エネルギー マネジメント機能	<ul style="list-style-type: none"> 既存と連携あるいは既存を包含するものであること。 エネルギー管理ロジックをプログラムとして実装し、必要に応じてプログラムの更新が可能であること。 監視・計測データを日報・月報・年報として出力可能とすること。具体的な内容については、本町と協議すること。 本事業で新設する自営線ネットワークの機器および改修対象となる公共施設の運用改善のPDCAサイクル実行を念頭に置き、電灯盤・動力盤毎の監視・計測データを収集・蓄積・加工・表示できること。 既存ならびに、本事業で新設する設備のうちエネルギー管理に必要となる機器を制御対象として、既存あるいは新設のコントロールパネルにて制御・操作できること。 本事業で新設する自営線ネットワークに関する運転計画を策定する機能を有すること。 新設する蓄電システムを制御対象とすること。 蓄電および既存中低温熱源ネットワークを用いた蓄熱ならびに系統逆潮流を組み合わせた制御機能を有すること。 過負荷運転時のEHP運転容量制御機能を有すること。 監視制御用の端末から必要な報告資料を印刷出力できること。 既存並びに、本事業で新設する自営線ネットワークの機器および改修対象となる公共施設の電力情報を、デジタルサイネージに表示すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 必要な警報を抽出してメールや電話で警報を通知する機能を有すること。 発注者が管理するWebサーバへCEMSのデータ、画像を出力できるシステムとすること。(WEBページ作成は別事業とする)
通信線	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークは気象条件(耐候性、強風、積雪、落雷等)による障害が発生しないよう構成すること。 インターネット接続回線は合理的なものを提案すること。
周囲環境	<ul style="list-style-type: none"> 機器の動作に支障が予想される場合は必要に応じて冬季のヒータ等を考慮すること。 機器の通風においては塵埃に配慮すること。

2) 留意事項

下記留意事項を考慮し設計すること。

- 他設備・システムとの整合を確認すること。
- 警報発報時に必要な作業、連絡体制を分かりやすく整理すること。
- システムは将来の公共施設の増設や改修、監視エリアの拡張に対応可能とすること。
- ハードウェアは汎用品にて構成し故障時の機器調達・交換を容易とすること。
- ソフトウェアは既製のモジュールを最大限活用しメンテナンスを容易とすること。

第5章 工事に関する要求水準

1. 基本事項

工事の対象	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、自ら設計した内容に基づき、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業の整備に伴う建設工事を行うものとすること。
工事の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、本システムの建設に係る整備を自己の責任において実施するものとすること。 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議のうえで行うものとすること。 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとすること。 工事用電力、用水等については事業者の負担とすること。 事業者は、本町と協議のうえ、工事の着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む。）を作成し、本町に提出するものとすること。 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとすること。 事業者は、工事期間中、工事現場に工事記録を常備するものとすること。 事業者は、本町の監督職員に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとすること。 本町は、工事の進捗状況及び内容について、隨時事業者に確認ができるものとすること。 建設業法及び本町の施策他を十分に理解の上、必要な関連法令を遵守すること。
現場代理人等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、現場代理人を設置するものとすること。 事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させること。
工事関係書類の提出	<p>事業者は、以下の書類を本町に提出し、承諾を得るものとする。様式に関しては、本町の監督職員の指示によるものとすること。</p> <p>【着工時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳 現場代理人及び主任技術者等選任通知書 施工計画書（全体及び詳細工程を含む） 主要資機材一覧表 実施工程表 <p>【完成時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事完成通知書 工事記録写真（「工事写真の撮り方（建築編）」（社）公共建築協会編改定第3版）により作成し、1部提出すること。） 工事完成写真 各種保証書 試験成績表 各種保守点検指導書 保全に関する説明書 完成図書(A4版、2部) 完成図・施工図・機器完成図・試験成績書・取扱説明書 ※ 取扱説明書には災害時対応に関するマニュアル書を含むものとし、施設の運転・維持管理主体（本町および本町が委託する事業者）へ現地にて常時および非常時における運転・維持管理、保守内容の説明・指導を実施する。 官公庁届出書類写し・工事写真データ・CADデータ 出来形数量対比表 納品伝票 建設業退職共済証紙添付状況 完成検査報告書（事業者によるもの） 法令等に基づく検査済証、届出書等 ※ その他、本町が必要とする書類の提出を求めることがある。

検査等	<p>鹿追町工事検査規則（平成17年2月13日制定）に基づき、以下のとおり完成検査、中間検査及び出来形検査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本工事の技術検査については、検査監が行い、その合否を判定する。その他の検査については、本町が別に定めた検査職員が検査を行い、合否を判定する。 ○検査は現地において、契約書、設計図書、仕様書及びその他関係書類を照合しながら実施する。 ○検査の際には、本町の監督職員又は工事担当課の職員の立会いのもと実施する。 ○完成検査は工事が完了した際に行うものとする。 ○中間検査の検査項目及び検査実施時期等については別途指示する。 ○出来形検査は工事の既済部分に対して行うものとする。事業者から部分払いの請求があった場合、工事請負契約の解除があった場合、災害時の発生等により工事が中止される場合又は工事の既済部分の使用等をする場合に行うものとする。
施設利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ○トリムセンターは、閉鎖期間を設定して休館し改修工事を行う。工事中も電話番号を変更せずに使用できるようにすること。 ○神田日勝美術館は、数か月間休館を行い、美術品を一度搬出した上で改修工事を行う。 ○町民ホールは、閉鎖期間を設定して休館し改修工事を行う。 ○健康温水プールは、閉鎖期間を設定して休館し改修工事を行う。

2. 工事に伴う留意事項

(1) 工事現場の管理等

- ・事業者は、工事を行うに当たって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に本町に届け出て、使用についての承諾を得るものとすること。
- ・事業者は、本町が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うものとすること。

(2) 施工時間

- ・夜間、休日（日曜日、祝祭日）及び年末年始（12/29～1/3）に工事を行おうとする場合は、本町と協議するものとすること。
- ・作業は原則として休日は行わないこととし、平日に行うように努めなければならない。作業時間は、原則として8：00～17：00とすること。

(3) 工事による施設閉鎖期間について

- ・神田日勝記念美術館は令和8年度（詳細な日程については未定）より閉館を予定しているが、閉館期間をできる限り短くし早期に開館できるよう工事工程に配慮すること。また美術館の工事順序、時期についても発注者と協議の上、他施設に比べ優先的に工事を行い、完了を目指すこと。
- ・トリムセンター及び町民ホールについても閉館期間を短くできるよう配慮すること。

(4) 施工中の安全確保及び環境の保全

- ・関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとすること。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めるものとすること。
- ・工事用車両の出入口には警備員を配置すること。また、主要資材等の搬出入時については適宜警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- ・施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとすること。
- ・気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めるものとすること。
- ・工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさない施工方法等を定めるものとすること。
- ・火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとすること。
- ・敷地周辺に対する施工中の騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について十分留意し、周辺の環境保全に努めるものとすること。
- ・仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めるものとすること。
- ・資材・工法等の選定に当たっては、できる限りグリーン調達の推進を図るものとすること。
- ・建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めるものとすること。
- ・工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。
- ・災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を本町に報告する。

(5) 近隣対策

- ・事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事により近隣住民が受ける生活環境への影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとする。
- ・施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知するものとする。
- ・事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本町に報告するものとする。

(6) 公共事業労務費調査について

- ・事業者は本工事が、公共労務費調査対象工事となった時には、建設工事期間中又は工事完了後においても、調査書類を作成、又は作成に協力すること。

(7) 施工体制台帳に係る書類について

- ・事業者は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを本町に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(8) 労働福祉の改善等について

- ・建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(9) 建設業退職金共済制度について

- ・事業者は、建設に当たる者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- ・建設に当たる者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付するか、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進させること。
- ・本町は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- ・下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、事業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、事業者はできる限り下請業者の事務の受託に務めること。

(10) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ・積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ・過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ・資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ・さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ・過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ・取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

- ・「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ・下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(11) 公共施設運営への配慮について

- ・本工事は各公共施設を一時的に閉館して行うため、できる限り工期を短縮し町民の施設利用に対する影響を軽減するよう努めること。
- ・施設の職員、施設利用者に対して騒音、振動による影響ができる限り少ない工事とし、低騒音・低振動の工法の採用や防音壁による区画等の措置を講じて、継続した執務の支障にならないようにする。
- ・各公共施設の運営スケジュールに配慮し、イベント開催日には、振動、騒音が発生する工事は行わないものとする。
- ・工事による粉塵、臭気が職員や施設利用者に対して影響を及ぼさないよう、工法の選定、区画、換気等の対策を行うこととする。
- ・施設利用者の利便性に配慮し、各工事段階で案内看板を設置すること。

(12) 公共施設外部の使用制限について

- ・施設利用者の駐車場は継続して使用できるよう配慮した工事とすること。
- ・施設利用者の歩行者動線及び一般車輌の動線及び駐車スペースに配慮した工事とすること。
- ・現場事務所、倉庫、作業員休憩施設は、施設管理者と調整の上、敷地内に設置してもよいものとする。

(13) 工事期間中の災害対策について

- ・工事期間中も適切に避難施設や消火設備が使用できるものとし、必要に応じて鹿追町建築指導課、消防等と協議を行い、避難安全性を確保すること。

(14) 停電、断水等の対策について

- ・やむなく停電、断水等を生じる場合は、事前に本町の監督職員と日程、時間等について調整を行い、原則夜間、休日工事とすること。

(15) 各種調査への協力について

1) 公共事業労務費調査

- ・本工事が本町の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、事業者は、調査表等に必要事項を正確に記入し本町に提出する等、必要な協力をすること。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ・調査表等を提出した事業所を本町が事後に訪問して行う調査指導の対象に事業者がなった場合、事業者は、その実施に協力すること。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ・公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。
- ・事業者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、事業者は当該下請け工事の事業者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前項と同様の義務を負う旨を定めること。

2) 施工形態動向調査及び施工情報調査

- ・事業者は、国土交通省が実施する施工形態動向調査及び施工情報調査の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

3) 建設副産物実態調査

- ・事業者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

- ・事業者は、本町が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

5) 施工合理化調査

- ・事業者は、本町が実施する合理化調査対象工事となった場合は、別に定める「施工合理化調査実施要領」により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

6) その他調査

- ・事業者は、本町の実施する、その他調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- ・神田日勝記念美術館について美術品が退避されている時期に、展示室の排煙窓の動作確認を行うこととする。

(16) 火災保険等について

- ・事業者は、工事請負契約書に基づき、火災保険等に加入すること。
- ・事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証紙又はそれに代わるものを持ちに監督職員に提出すること。

(17) 環境方針について

1) 環境法令について

- ・事業者は、工事の施工に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

2) 事故発生時の対応

- ・事業者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に担当課課長へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

3) 苦情発生時の対応

- ・事業者は、工事に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。

4) 工事に関する配慮事項

a 生活環境対策

- ・低騒音・振動型の建設機械の利用や工事時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。
- ・排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。
- ・濁水が直接河川に流出しないよう努めること。

b 自然環境対策

- ・土壤、土砂が河川に流出しないよう努めること。
- ・土砂の崩壊、流出防備に努めること。
- ・周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ・周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

c 都市・歴史環境対策

- ・美しい街の緑や、巨木、古木に極力影響を及ぼさないよう配慮すること。

d その他

- ・上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(18) 引継ぎについて

- ・事業者は、施設の運転・維持管理主体（本町および本町が委託する事業者）へ現地にて常時および非常時における運転・維持管理、保守内容の説明・指導を実施すること。

※施設の運転・維持管理での引継ぐ業務項目（案）は添付資料を参照とする。

(19) その他

- ・「建設業法」第26条の規定により、事業者が事業現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

添付資料一覧

- ・竣工図一式
- ・敷地範囲重ね図
- ・空調範囲図
- ・照度条件表
- ・施設の運転・維持管理での引継ぐ業務項目（案）

※下記の交付金関連資料は、随時更新があるため、環境省ホームページより最新版を参照すること。

また、補助対象経費の区分の考え方については、募集要項第5の1も参照すること。

(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>)

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）